

保育士修学資金 返還計画

秋田県社会福祉協議会会長 様

次のとおり貸付を受けた保育士修学資金を返還します。

記入日		令和 年 月 日
返還事由	発生日 ※1	令和 年 月 日 (退学日、離職日等)
	事由番号 (該当事由に○ を付けてくだ さい)	1 貸付契約が解除された(養成施設を退学、死亡、貸付を辞退など) 2 保育業務に従事しなくなった 3 県外に就労することになった 4 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなった 5 その他
	(具体的に)	
返還額	①借用額	円
	貸付期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月 (カ月間)
	②返還免除額	円
	返還額 (①-②)	円
返還期間	返還期間 ※2	令和 年 月 ~ 令和 年 月 (カ月間)
返還方法	返還方法	①月賦 ②半年賦 ③年賦 ④一括 ⑤その他 ()
	1回の返還額	円 (初回のみ 円)
借受人	借受人番号	
	氏名 (自署)	電話 ()
	住所	
連帯保証人	氏名 (自署)	電話 ()
	住所	

※1 返還は、返還事由発生日の翌月から開始となります。

返還計画の提出が遅れ、初回返還日に間に合わない場合は、初回と2回目の返還金を合算して返還いただきます。
求職活動中のため返還の開始が困難な場合は、担当窓口にご相談ください。

※2 返還期間、月額返還額は次の算式により作成してください。

返還期間 = 貸付期間 × 2 + 8 (入学準備金借入) + 8 (就職準備金借入)

返還額 (月) = (返還期間 / 借用額) が 2 万円より小さい場合は 2 万円、大きい場合は算式により得た額
返還期限までに返還しなかった場合は、返還期限日の翌日から年 3 % の延滞利子が返還残額に加算されます。